

## 2018年9月通常会議 議案と請願に対する討論

2018年10月2日

岸本 典子

私は日本共産党大津市議員団を代表いたしまして、

[議案第 97 号](#) 平成 30 年度大津市一般会計補正予算(第 4 号)

[議案第 101 号](#) 平成 30 年度大津市水道事業会計補正予算(第 1 号)

[議案第 102 号](#) 平成 30 年度大津市下水道事業会計補正予算(第 1 号)

[議案第 103 号](#) 平成 30 年度大津市ガス事業会計補正予算(第 1 号)

[議案第 119 号](#) 大津市手数料条例の一部改正

[議案第 121 号](#) 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

[議案第 122 号](#) 大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

[議案第 125 号](#) 大津市建築基準条例の一部改正

[議案第 128 号](#) 財産の無償貸付

[議案第 129 号](#) 財産の減額貸付

の 10 議案に対する反対討論、

及び

[請願第 2 号](#) 沖縄県民の民意と地方自治を尊重し、国が沖縄県に対して名護市辺野古の米軍新基地建設の工事にかかる損害賠償請求をしないことを求める意見書を提出するよう求める請願についての賛成討論を行います。

まず、議案第 97 号 平成 30 年度大津市一般会計補正予算についてです。

老朽化しているコンクリートブロック塀の撤去費用や高齢者施設のスプリンクラー設置補助、平野児童クラブの生活向上対策、新たな病児保育運営補助などについては評価するものです。

しかし、本補正に予算化された、伊香立中学校排水施設整備事業費約 5 千万円について、現在、近隣の学区や農業団体から河川汚濁など排水に対する件で解消に向けた要望が、当、民間事業者や大津市に出されており、事業に当たっての説明も不十分であるとする裁判も行われている最中（さなか）です。これまで、幾度となく、調整池の改修など要望も出されていますが、住民が納得できる改修もされていない中で、当、民間事業者の排水施設を利用し、そのために多額の費用を出すことは、到底、住民の納得が得られるものではないと考えます。

また、会計年度任用職員への移行のための業務量調査費の追加補正 1 千万円は、市民センターや児童クラブの業務実態の把握のために必要だとする調査分析委託料ですが、1 社のみの見積もりで行われた積算が妥当であるとは言えません。

何より、外部委託の理由としている第三者の視点での分析が、大津市民の生活に寄り添って、対応に当たっている支所職員の業務実態を把握する調査になるとは思えません。本来、市の責任で直に、各学区の市民センター職員の業務を把握すべきです。また、児童クラブ指導員の職務は、成長期の子どもたちの命と育ちを守る重要な仕事であり、特に、近年は障害児や育児放棄を含めた虐待対応など日々変化する環境の中で即時対応が求められることもしばしばです。労働時間などを決められた指標で分析するようなやり方は、実態にそぐいませんし、本来、正規の職員として雇用されて当然で

す。

加えて、公民館の自主モデル事業について、日本共産党市議団は、住民が自主自立したまちづくりを行っていくこと。住民自治は促進すべきと考えています。しかし、今回の公民館の自主運営モデル事業の先には、まちづくり協議会を立ち上げていくことや、公民館をコミュニティセンターへ移行していくことが想定されますが、公としての責務をどこまで果たしていくのか、市民にどこまで責任を持ってもらうのか、現状においては不透明なままです。

全住民がまちづくり協議会の対象というものの、委託料の用途についても、どのような手法で全住民と決定していくのか、公開されるのか、そもそも、公開することが原則なのかどうかも明確ではなく、業務委託を随意契約するに当たって必要とされる公平性、透明性が確保されていません。さらに、現在、議案を審議中であるにもかかわらず、本日から委託を行うことを想定したスケジュールで進められていることも問題です。今年4月から先行して実施されている学区では、用途について等、不信感を抱いておられる方もあります。このような段階にあっては、拙速にモデル事業を展開していくべきではないと考えます。

よって、これらの事業を含む議案第97号に反対します。

次に、議案第101号、議案第102号、議案第103号について、関連することから一括討論します。

いずれの議案も、お客様センター業務や納付書等印刷業務、大津終末処理場等運転管理業務について、包括的民間委託を行うための債務負担行為を計上しようとするものです。業務の効率化や経費削減、サービスの質向上を導入の効果に挙げていますが、地方公営企業法第3条には、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」と「企業」であっても公共の福祉の役割が定められています。

政府の音頭取りで職員数を削減してきた結果、公営企業内での技術継承が困難となり、市民生活を支えるライフラインとしての公共性や安全性をどのように担保するのかが問われることになっています。

不安定雇用労働者を使い回す民間企業の「人材活用」では現場の安定性は保てません。最近では人手不足のため委託費が高騰したり、受け手さえ減少、民間業者の技術力の低下も否めないという地方も出てきているとも聞き及びます。

近年の地震をはじめ自然災害が多発する気象状況の下で、公務としての現場の専門性や技術力がますます重要になっています。データ管理から苦情や事故対応等まで一括して民間に任せてしまうべきではありません。

よって議案第101号、議案第102号、議案第103号に反対するものです。

次に、議案第119号と議案第125号について、関連することから一括討論します。

今般の建築基準法の改定は、糸魚川市の大火やアスクル倉庫の火災などを受けて、建築物の安全性の確保が必要だとする一方、空き家が増えているのでその転用を促し、既存ストックの活用を進めるためのものだとしています。

そもそも建築基準法は国民の生命、身体の安全を確保するため、建築物の敷地、構造、設備及び用途について最低限の基準を定めており、それを事前にチェックするというのが建築確認の仕組みです。しかし今回の改定で、延べ面積200平米未満の小規模建築物に係る防火関係の規制を合理化するとともに、基準への適合義務は引き続き課されるとはいうものの基本的には建築主の責任により用途変更に係る確認手続きは不要となります。

国会での議論でも耐火構造を求めない代わりに政令で警報装置などの技術的基準を定めるとしてはありますが、この技術的基準を満たしているか否か誰が判断するのかも明らかにされておらず、耐火構造は新築の場合も不要となり、基本的には所有者任せの安全性を軽視した規制緩和に他ならないことが明らかとなっています。

この間、2008年10月に大阪市浪速区の個室ビデオ店、2009年3月に群馬県渋川市の老人ホームで発生した火災などを契機に、建築基準法の防火・避難関係規定に関するフォローアップ調査が行われましたが、小規模施設、既存店用タイプのものは、外形上は転用されたかどうか判断が付きにくく防火安全対策を講じようとも構造上の制約が大きいことが分かりました。安全性が脆弱な共同住宅などで命が奪われるケースが後を絶たない中、小規模であれ、命の安全に係わる規制の安易な緩和は止めるべきであり、今回の本市の条例改正もその一連のもので、本条例改正に基づく手数料条例である議案第119号についても反対するものです。

次に、議案第121号 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

今回の条例の一部改正は小規模保育事業所A型、B型又は小規模保育事業所A型等と同等の能力を有する企業主導型保育事業者による代替保育の確保ができるようにするものです。

本来、子どもの健全な育成のための保育環境のためには、応援を頼まず安定的に、保育ができるよう余裕を持った保育士配置にすべきと考えます。

調理についても、特に、この時期の乳幼児にとっては、離乳食やアレルギー食、また、その日の、個々の身体的状況に応じたきめ細やかな食事の提供が行われるべきで、食事は、健全な成長にとってのかなめであり、自園調理で行うべきです。

また、議案第122号 大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、主任生活相談員や看護職員が不足していたり、フルタイムが無理な人にとっては雇用の機会ができるため、常勤の代わりに常勤換算方法といった形での規制緩和を行うとのことですが、

基準を緩和することで当面の人員不足は解消されるかもしれませんが、安全性や責任がおろそかになることが心配されます。

議案第121号にしても、議案第122号にしても、利用者の場所を確保することで、サービスを拡充したかのようにされていますが、本来はこれらの施設で働く、職員の処遇の改善と、仕事に見合った、適正な賃金を保障することを基本に雇用の確保を行い、市民の安全安心を提供すべきと考えるもので、これらの議案には反対します。

次に、議案第128号 財産の無償貸付及び、議案第129号 財産の減額貸付については関連する議案であります。

大津びわこ競輪場跡地利用については、政策調整部において、基本方針が策定され、民間活力の導入により、中長期的な利活用を図ることが決定しました。

しかし、それに至るまでの経過として、大規模化している志賀小学校の校舎移転をはじめ、各種団体からも利活用について要望が出されておりました。

特に、この数年は本庁舎の整備に向けた調査の中で隣接国有地が土砂災害警戒区域に指定されるなど、課題が見つかり、中消防署の移転候補地にすべきとの提案がなされましたが、この2年間、6カ所の候補地をあげつつも、課題整理がなされたのみで、安全に考慮した候補地は明らかにされて

いません。

仮に今後、適地があったとしても、大津市市有地以外であれば、多額の費用負担が用地確保に必要となり、結果的に市民負担に跳ね返ります。

市内の公共施設のあり方を検討していくに当たり、当、事業地が本市の将来を考える上において重要な位置にあると認識されながら、市の主体性を発揮されないまま、民間活力にこだわり続けて事業を推進していくことは問題であると考えことから、両議案に反対します。

最後に、「沖縄県の民意と地方自治を尊重し、国が沖縄県に対して名護市辺野古の米軍新基地建設の工事にかかる損害賠償請求をしないことを求める意見書を提出するよう求める請願」に対する賛成討論を行います。

国は法令を遵守すべきであるにもかかわらず、地方自治を軽視した対応が大きな問題を招いています。

地方主権改悪を声高に叫びながら、一方で、政府の意に沿わない自治体に対して、賠償請求をするということは、見過ごすことのできない問題です。

これまで、沖縄は基地受け入れに対して、県民を分断する運動が行われてきました。政府は補助金をぶら下げ、すべての犠牲を沖縄に押しつけてきました。

こうした政府の強硬な進め方に対し、9月30日に投開票された沖縄県の知事選挙において、沖縄県民は「辺野古に新基地はつくらせない」「普天間基地は即時閉鎖・撤去を」という確固たる意思を示しました。その重みを、政府は受け止めるべきですし、「防衛は国の専権事項」という法的根拠もない言葉で、基地を押しつけるべきではなく、県民に分断を持ち込んでいるのは国だということを、私たち国民一人一人が認識すべきです。

改めて申し上げます。埋め立て承認の取り消しは、沖縄県民の民意です。

本請願は、日本の民主主義と地方自治の根幹を覆す行為に対し、二元代表制の一翼を担う、沖縄県のみならず、我々、地方議会に対しても、どのような態度を示すのか、その有り様を問うものでもあります。

本意見書を提出するよう求める市民と沖縄県民の願いに応えるとともに、地方自治を守るためにも、議員各位においては、本請願に賛成していただくよう求めて、すべての討論を終わります。